

東北地理学会選挙規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、東北地理学会会則（以下「会則」という。）第15条第3項に基づき、その選挙について規定し、本学会の健全な発展を期することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、東北地理学会の会長、評議員および会計監査の選挙について適用する。

第2章 選挙管理

(選挙事務の管理)

第3条 選挙事務は、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が管理・運営する。

第4条 委員会は、幹事会において幹事の互選により選出された5名の選挙管理委員（以下「委員」という。）で構成する。

第5条 委員会の委員の互選による選挙管理委員長（以下「委員長」という。）をおく。

2 委員長は、委員会を代表し、選挙事務を総括する。

第6条 選挙事務の運営に関し必要な事項は、委員会がこれを定める。

第3章 会長・評議員・会計監査の選挙権および被選挙権

第7条 本規程による会長選挙において、選挙権をもつ者は評議員、被選挙権をもつ者は一般会員とする。

2 本規程による評議員選挙において、選挙権および被選挙権をもつ者は一般会員とする。

3 本規程による会計監査選挙において、選挙権および被選挙権をもつ者は評議員とする。

第4章 選挙の方法

(会長の選挙)

第8条 会長は、評議員の投票による過半数の得票者とする。

2 過半数に達した得票者がいない場合は、上位2名による決選投票を行う。ただし、同数の得票数がある場合は、年齢の上位の者を当選者とする。

(評議員の選挙)

第9条 評議員選挙の投票は、8名の連記投票とする。

2 前項の投票により、下記の8地区ごとに最高得票者を当選者とする。その後、各地区の当選者以外から得票順に22名を当選者とし、合計30名の評議員を決定する。

3 同数の得票数がある場合は、年齢の上位の者を上位得票者とする。

4 評議員の地区割は次のとおりとする。

北海道・北東北地区：北海道、青森県、岩手県、秋田県

宮城地区：宮城県

南東北地区：山形県、福島県

関東地区：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

中部地区：新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県

近畿地区：三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国・四国地区：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州・沖縄地区：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

5 地区割は、会員名簿の「連絡先」が属する都道府県によるものとする。

(会計監査の選挙)

第10条 会計監査は、評議員の投票による上位2名の得票者とする。

2 同数の得票数がある場合は年齢の上位の者を上位得票者とする。

第5章 選挙人名簿

第11条 選挙人名簿は、選挙実施当該年度の会員名簿とする。

第6章 投票と開票

(選挙の投票)

第12条 選挙は、原則として郵送による投票、または電子投票で行う。

(投票用紙)

第13条 投票は、委員会が作成した投票用紙、または投票用WEBフォームにより行う。

(投票の効力)

第14条 投票の効力は、委員会が判定し、決定する。

2 署名もしくは押印、あるいは定数以上の氏名記入がある投票および投票締め切りの取り扱いは次のとおりとする。

1.投票用紙に投票者の署名または押印があるものは全部無効とする

2.定数以上の氏名を記入した場合は、会長選挙にあたっては無効、評議員の選挙にあたっては定数以上の氏名を記入した部分についてのみ無効とする

3.評議員の選挙において同一人の重複記入がある場合、これを1票とみなす

4.投票の到着が締め切り日を過ぎたものは、無効とする

(投票結果の報告等)

第15条 委員長は、選挙の完了後すみやかに、会長および幹事長に選挙の結果を報告するものとする。

2 前項に基づき、会長は、当選者の就任を求めるものとする。

3 当選者の就任承諾が得られなかった場合は、次点得票者を当選者とする。ただし、会長選挙にあつては、就任承諾が得られなかった者を除く得票数上位2名(同数の得票数があるときは、年齢の上位の者から2名)による決戦投票を再び行い、決定するものとする。

第7章 その他

(選挙規程の変更)

第16条 本規程は、幹事会の議決を経なければ変更できない。

附則

1 この規程は、1998年10月29日から施行する。

附則 (2018年)

1 この規程は、2018年4月24日から施行する。